

社会福祉法人光仁会富竹の里 身体拘束等適正化のための指針

1 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、生活の自由を制限し、尊厳ある生活を阻むものです。尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束を行いません。職員一人ひとりが弊害を理解し、身体拘束をしないケアを実施します。

ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず実施する場合は、1日も早い解除を目指します。

【定義】 “特定の利用者”の“行動の自由”の一部又は全部を“身体的又は間接的”に制限する行為

【判断基準】 身体拘束か否かは、具体的な行為や道具ではなく、行動制限の有無（目的）、利益と弊害の対比等から総合的に判断

【手順】 委員会又は複数の者で、3要件の該当確認 → 記録 → トップへ報告 → 確認 → 実施

2 介護保険指定基準における身体拘束の考え方

(1) 介護保険指定基準の身体的拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。」

(2) 介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

3 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項

身体的拘束を検討する委員会（毎月開催）を設置し、身体拘束に関する知識の普及啓発、サービスの質向上の取り組み、身体拘束適正化のための指針の見直しの必要性などを検討します。また、身体拘束の開始及び終了（再発防止策含む）の判断並びに実施中の身体拘束適正化について検討します。必要に応じて、苦情解決相談委員会（第三者委員）や運営推進会議などの組織を活用し、助言をいただきます。記録については職員へ周知します。

【委員会構成員とその役割】

管理者（意思決定等）、生活相談員（ご利用者ご家族への連絡等）、看護職員（医師との連携等）、介護職員（観察と記録等）、介護支援専門員（計画作成等）、管理栄養士（観察と記録等）など

4 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束に関する知識を普及啓発し、適切なサービス実施のための研修を実施します。施設においては年2回以上実施するとともに、新規職員採用時にも実施します。

5 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

身体拘束を行う場合は、以下の手続き及び身体的拘束廃止フローチャートに基づきご利用者、ご家族に速やかに説明・報告をする。

6 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1) 身体拘束の弊害について理解

① 身体的弊害

- ・ 身体機能の低下や褥瘡発生など外的弊害
- ・ 食欲低下、心肺機能や抵抗力のなど内的弊害
- ・ 転倒事故を誘発し、抑制具による窒息死などの事故

② 精神的弊害

- ・ 不安や怒り、屈辱やあきらめといった多大な精神的苦痛
- ・ 認知症の進行やせん妄の頻発
- ・ ご家族への精神的苦痛
- ・ 看護・介護スタッフのケアに対する士気の低下

③ 社会的弊害

- ・ 介護保険事業所、施設等に対する社会的な不信、偏見

(2) 身体拘束実施手順

- ① 委員会等を開催し、以下の3つの要件に該当するか確認し、記録に残します。やむを得ず身体拘束を行う場合は、3つの要件をすべて満たすことが必要です。

イ 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

ロ 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

ハ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

- ② ご利用者やご家族に対して説明し、同意を得ます。

- ③ 報告様式にて、その態様及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

- ④ 実効性の確認、評価、見直しを行い、適正化に向け1日も早い解除を目指します。

※ 記録については職員へ周知します。

7 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

入所時に説明するとともに、施設内に掲示して周知します。

8 その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

“生命又は身体への危険を排除する”という視点のみではなく、“より豊かな質の高い人生とは何か”という視点も含めて考え、尊厳の保持や一人ひとりのニーズや価値観にあった日常生活の確保を実現し、QOLとQODを高め、個別的ケアの徹底等に向けて、さらに質の高いサービスを目指します。

身体的拘束廃止フローチャート

